

創業支援等措置に係る特別加入制度の論点について

創業支援等措置に係る特別加入制度の論点について（1 / 4）

① 創業支援等措置のために設けられる特別加入枠組みの保険料率の設定をどう整理するか。

【課題】

- 創業支援等措置により実施する業務は、高齢者自身が新たに開始する事業か、事業主等が行う社会貢献事業における業務であり、その業種に特段の制約はなく、業務内容が多岐に渡る可能性がある。
- 改正高年齢者雇用安定法施行前であり、現時点において、その就業実態や災害発生状況等についての実績がない。

【対応案】

- 本日の連合大阪の提出資料において、講師、事務作業が多いと想定されている事を踏まえれば、講師については、学校等の教育に関する事業に適用される「9425 教育業」、事務作業については、各種会社の本社、支社等の事務所、法律事務所、会計事務所に適用される「9416 前各項に該当しない事業」が類似の既存業種と考えられる。
- 「9425 教育業」、「9416 前各項に該当しない事業」が含まれる「94 その他の各種事業」における料率 3/1,000 とするのはどうか。

創業支援等措置に係る特別加入制度の論点について（2 / 4）

② 既存の特別加入枠組みと創業支援等措置のために設けられる特別加入枠組みとの重複をどう整理するか。

【課題】

- 創業支援等措置のために特別加入枠組みを創設する場合、既存の特別加入枠組みで加入可能な事業等に従事することとなるケースでは、既存の特別加入枠組みと創業支援等措置のために設けられる特別加入枠組みの両方の枠組みの対象範囲となるケースが想定される。
- 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第35条第2項では、「同一の種類¹の事業又は同一の種類²の作業に関しては、他の団体に関し重ねて同号の規定により労働者とみなされることはない」とされている。
 - ◇ 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)(抄)
第三十五条 (略)
 - ② 一の団体に係る第三十三条第三号から第五号までに掲げる者として前項第三号の規定により労働者とみなされている者は、同一の種類¹の事業又は同一の種類²の作業に関しては、他の団体に関し重ねて同号の規定により労働者とみなされることはない。
 - ③・④ (略)
- このため、上記ケースの場合、既存の特別加入枠組みと創業支援等措置のために設けられる特別加入枠組みか、どちらか一つを選ばなければならない。
- 既存の特別加入枠組みか、創業支援等措置のために設けられる特別加入枠組みか、就業者が選択できることとすると、料率の低い方に就業者が流れるというモラルハザード³が起きることが想定されるため、いずれに加入すべきか、ルールを決めておく必要があるのではないか。

創業支援等措置に係る特別加入制度の論点について（3 / 4）

【対応案】

- この対応案については、案1と案2が考えられる。
 - 案1: 既存の特別加入枠組みに加入することとする。
(※ 既存の特別加入枠組がない場合は創業支援等措置のために設けられる特別加入枠組に加入する。)
 - 案2: 創業支援等措置のために設けられる特別加入枠組みに加入することとする。

- 案2を採用した場合、既存の特別加入枠組みと同様の事業及び作業に従事していた場合、加入する枠組みによって料率が異なることとなり不合理である。また、労働災害の実態に即した料率設定となるかは疑義がある。

- 案1を採用した場合、特別加入者は既存の特別加入団体において、当該加入者の業種に特化した災害防止措置を受けることが可能である。

- このため、上記の案1を採用してはどうか。

- ③ 一つの特別加入団体において、多様な業務に関する災害防止措置を実施する必要があるのではないか。

【課題】

- 創業支援等措置の業務は、その業務内容に特段の制約はなく、業務内容が多岐に渡る可能性がある。このため、その特別加入者が従事する業務は様々なものがあると見込まれ、一つの特別加入団体において、多様な災害防止措置の実施が必要となるのではないか。

【対応案】

- 創業支援等措置については、労使合意のうえで創業支援等措置実施計画を定めることとされており、その中で安全及び衛生に関する事項を定めることとなっている。
- 創業支援等措置実施計画に定められた安全及び衛生に関する事項の内容を踏まえて、適切に業務災害の防止に関する措置を講ずることを特別加入団体の承認要件としてはどうか。